平成２５年（フ）第１７５８号
神奈川県大和市下鶴間2855番地１　ヴェルドミール南林間Ｂ202号
債務者　グリーンみゆき
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３０号
横浜市瀬谷区相沢１丁目５番地２　セレノアロッジオ103
債務者　岩崎　純子
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字川崎5953番地95　シーサイドハイツ辻Ａ201
債務者　宮永　和子
１　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月10日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１８５１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目15番12号　パンシオン茅ヶ崎ＮＯ２―203号
債務者　松井　洋二
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１４４２号
東京都葛飾区東金町３丁目41―15
債務者　上野　明子
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５５９号
千葉県館山市長須賀255―３
債務者　出山　謙一
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目23番３―202号　大謝名団地
債務者　金城　司和
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１５５号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目33番21号
債務者　迫田　紋乃（旧姓吉山）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５１７号
栃木県宇都宮市下栗１丁目10番地４　スカイプラザ宇梶Ｂ―305、前住所栃木県宇都宮市平松本町723番地17
債務者　佐藤真由美
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０５号
静岡市清水区銀座12番２号
債務者　伊東　貴文
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２９号
静岡市清水区高橋５丁目７番40号　杉山ハイツ102、旧住所静岡市清水区蜂ヶ谷96番地の１　ニューライフ21パートⅡ205
債務者　松村　　寛
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３７号
静岡県藤枝市駿河台２丁目２番19号、旧住所静岡県藤枝市時ヶ谷376番地の９
債務者　大石　真樹
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３７号
横浜市保土ケ谷区神戸町121番地
債務者　石橋　知幸
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２０号
栃木県栃木市大平町真弓1591番地22、前住所神奈川県逗子市久木７丁目７番６号　サニー松ケ丘203号
債務者　猪瀬　友宏
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係